

京都市告示第 50 号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、平成8年2月19日付けで認可した釜座町町内会について変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成19年 5月21日

京都市長 榊本 頼兼

変更があった事項及びその内容

変更があった事項	変更前	変更後
代表者の氏名	高木 公子	岸本 貞一
代表者の住所	京都市中京区三条通新町西入 釜座町29番地	京都市中京区三条通新町西入 釜座町30番地

(文化市民局市民生活部地域づくり推進課)